

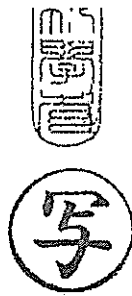
中央教育審議会の会議を経ないで行われた諮問について

○大学分科会

大学設置基準等の改正について（平成 29 年 3 月 29 日）・・・・・・・・・・ 3

認証評価機関の認証について（平成 29 年 3 月 29 日）・・・・・・・・・・ 7

○関連規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13



28文科高第1175号
中央教育審議会

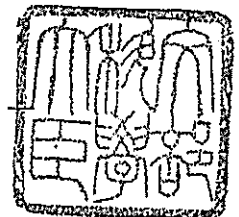
次の事項について、理由を添えて諮問します。

大学設置基準等の改正について

平成29年3月29日

文部科学大臣

松野 博



(理由)

大学が行う業務が複雑化・多様化する中、大学運営の一層の改善に向けては、事務職員・事務組織等が、国際的な連絡調整や組織的な産学官連携の推進等の大学における様々な取組の意思決定に参画するなど、これまで以上に積極的な役割を担い、大学総体としての機能を強化し、総合力を発揮する必要がある。

加えて、大学教員を取り巻く職務環境の変化も踏まえ、教員・事務職員等の垣根を越えた取組が一層必要となっており、各大学が、教員と事務職員等とが連携協力して業務に取り組む重要性を認識し、教職協働の取組を進めていく必要がある。

また、国際連携教育課程について、我が国と相手国大学における教育課程編成の制度の相違から、我が国における単位認定等の観点で当該相手国大学との国際連携教育課程の編成に支障を来す事案が生じている。かかる制度上の問題は、制度創設当初には想定されていなかったものであり、質保証を前提として、相手国大学の制度に柔軟に対応できるようにする必要がある。

このため、別紙のとおり、大学設置基準等の改正を行う必要があるので、学校教育法第94条の規定に基づき標記の諮問を行うものである。

大学設置基準等改正要綱

第一 大学設置基準の改正

一 教員と事務職員等の連携及び協働

大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

二 事務組織

大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

三 国際連携学科に係る卒業の要件

国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、入学前の既修得単位の認定により修得したものとみなす単位を含まないものとする規定について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでないこととする。

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 高等専門学校設置基準の改正

一 教員と事務職員等の連携及び協働

高等専門学校は、当該高等専門学校の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該高等専門学校の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 大学院設置基準の改正

一 教員と事務職員等の連携及び協働

大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学院の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

二 国際連携専攻に係る修了要件

国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、入学前の既修得単位の認定により修得したものとみなす単位を含まないものとする規定について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでないこととする。

三 事務組織

大学院を置く大学には、大学院の事務を遂行するため、適当な事務組織を設けるものとする。

第四 短期大学設置基準の改正

一 教員と事務職員等の連携及び協働

短期大学は、当該短期大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該短期大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

二 事務組織

短期大学には、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

三 国際連携学科に係る卒業の要件

国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、入学前の既修得単位の認定により修得したものとみなす単位を含まないものとする規定について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでないこととする。

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 専門職大学院設置基準の改正

一 国際連携専攻に係る修了要件

国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、入学前の既修得単位の認定により修得したものとみなす単位を含まないものとする規定について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでないこととする。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 施行期日

この改正は、平成29年4月1日から施行するものとする。



28受文科高第2046号

中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

認証評価機関の認証について

平成29年3月29日

文部科学大臣 松野 博



(理由)

公益財団法人大学基準協会より、別紙のとおり、学校教育法第110条第1項の規定に基づく認証評価機関の認証の申請があったので、同法第112条第1項第1号の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。



大基庶第 37 号
平成 29 年 3 月 13 日

文 部 科 学 大 臣
松 野 博 一 殿



公益財団法人 大学基準協会
会長 永 田 恭 介



認証評価機関申請書

学校教育法第 110 条の規定に基づき、認証の申請を行います。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

I 申請内容

- 1 名称及び事務所の所在地
- 2 役員氏名
- 3 認証評価の対象
- 4 大学評価基準及び評価方法
- 5 認証評価の実施体制
- 6 認証評価結果の公表の方法
- 7 認証評価の周期
- 8 認証評価に係る手数料の額
- 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

II 添付書類

- 1 公益財団法人大学基準協会 定款
- 2 登記簿謄本
- 3-1 平成 27 年度収支決算書類、監査報告書
- 3-2 今後 5 年間の収支見込計画
- 4 認証評価実施実績校一覧
- 5 公益財団法人大学基準協会事務局組織規則
- 6-1 公益財団法人大学基準協会デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価に関する規程
- 6-2 公益財団法人大学基準協会異議申立審査に関する規程
- 7 デジタルコンテンツ系専門職大学院基準
- 8 デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価年間スケジュール
- 9 デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価組織体制図
- 10 デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価準備委員会名簿
- 11 公益財団法人大学基準協会の「デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価」対象一覧
- 12-1 デジタルコンテンツ系専門職大学院基準（案）に対するパブリックコメント依頼

文書等

- 12-2 デジタルコンテンツ系専門職大学院基準（案）に対する意見募集の結果について
- 13-1 公益財団法人大学基準協会評価手数料に関する規程
- 13-2 情報公開に関する内規
- 13-3 公益財団法人大学基準協会経理規程

(公財) 大学基準協会の概要と今回の申請概要について

1. 法人の概要

- 設立目的
内外の大学に関する調査研究を行い、会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図るとともに、大学の教育研究活動等の国際的協力に貢献することを目的とする。
- 設立年月日
昭和22年7月8日（文部大臣による設立許可）
- 所在地
東京都新宿区市谷砂土原町2-7-13
- 組織等
役員：理事30名、監事（非常勤）2名
会長 永田 恭介（筑波大学 学長）
会員校：正会員352大学、賛助会員145大学（平成29年3月1日現在）
- 予算
平成28年度 500,997,000円
- 業務
 - ①大学の教育研究活動等に関する第三者評価
 - ②大学の質的向上のための大学基準等の設定及び改善並びに活用
 - ③内外の大学に関する資料の収集及び調査並びに研究
 - ④大学の教育研究活動等の改善のための助言及び援助並びに情報の提供
 - ⑤大学の質的向上に必要な研究会及び協議会等の開催
 - ⑥大学の教育研究活動等に関する国際間の情報の交換並びに協力
 - ⑦大学の教育研究活動等に関する資料の刊行
 - ⑧その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 認証評価の実施実績
 - ・機関別評価
 - 大 学：528大学（平成16年度～）
 - 短期大学：30大学（平成19年度～）
 - ・専門職大学院分野別評価
 - 法科大学院：34専攻（平成19年度～）
 - 経 営 系：59専攻（平成20年度～）
 - 公 共 政 策：8専攻（平成22年度～）
 - 公 衆 衛 生：4専攻（平成23年度～）
 - 知 的 財 産：3専攻（平成25年度～）
 - グローバル・コミュニケーション：平成29年度に1専攻実施予定

2. 今回申請のあった評価事業の概要

- 認証評価の対象
 専門職大学院（デジタルコンテンツ系分野）
 （学位名称：デジタルコンテンツマネジメント修士（専門職）など）

- 大学評価基準（案）
 大学評価基準（案）は、8の「大項目」を設けており、その下に「項目（22項目）」及び項目に対応した「評価の視点（96視点）」を設定する。

- 評価結果（案）及び判定方法（案）
 適合、不適合
 上記以外に、優れた点及び改善が必要とされる点を総合的かつ簡潔に「総評」として記載。指摘すべき事項が認められた場合は、「提言」（「長所」「特色」「勧告」又は「検討課題」）として別途記載する。

- 評価手数料の額（案）
 1専攻 350万円（消費税別）

- 対象専門職大学院（平成29年3月現在）
 - ・平成16年度開設
 デジタルハリウッド大学院大学デジタルコンテンツ研究科
 入学定員：80名

関連規定

○中央教育審議会の会議の運営について（抄）

（平成 29 年 3 月 6 日 中央教育審議会申し合わせ）

第 1 文部科学大臣は、中央教育審議会運営規則（平成 29 年 3 月 6 日中央教育審議会決定）第 3 条第 2 項の表の下欄に掲げる事項については、中央教育審議会（以下「審議会」という。）の会議を経ないで諮問することができる。

第 2 文部科学大臣は、前項の方法により諮問するときは、あらかじめ、会長にその諮問の内容を報告するものとする。

第 3 文部科学大臣は、第 1 の方法により諮問したときは、速やかに、審議会にその諮問の内容を報告するものとする。

【参照条文】

○中央教育審議会令（抄）

（政令第 280 号 平成 12 年 6 月 7 日）

（分科会）

第五条

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

○中央教育審議会運営規則（抄）

（平成 29 年 3 月 6 日 中央教育審議会決定）

第三条

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項
初等中等教育分科会	<ul style="list-style-type: none"> 一 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項 二 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項
大学分科会	<ul style="list-style-type: none"> 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項 二 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項